

建築士の懲戒処分一覧

| 処分年月日 | 建築士の氏名 | 一級・二級・木造の別 | 登録番号 | 処分の内容 | 処分の原因となった事実 |
|-------------|--------|------------|----------|-------|--|
| 平成29年12月28日 | 坂上 謀 | 二級 | 第6120号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 知念 正信 | 二級 | 第11229号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 木村 眞介 | 二級 | 第神戸1196号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 中山 竹信 | 二級 | 第上郡118号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 熊本 喜富 | 二級 | 第阪神1682号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 森川 和彦 | 二級 | 第竜野359号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 今垣 卓也 | 二級 | 第三田103号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |

| | | | | | |
|-------------|--------|----|-----------|----|--|
| 平成29年12月28日 | 小林 誠二 | 二級 | 第加古川1160号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 田里 千恵美 | 二級 | 第豊岡215号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年12月28日 | 中大路 秀樹 | 二級 | 第200291号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年3月23日 | 今福 伸治 | 二級 | 第社612号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年3月23日 | 右手 貴道 | 二級 | 第上郡245号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年3月23日 | 高谷 正博 | 二級 | 第11249号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成29年3月23日 | 加藤 正純 | 二級 | 第神戸1591号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成26年12月4日 | 小谷 茂 | 二級 | 第神戸2151号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |

| | | | | | |
|------------|-------|----|----------|---------------------------|--|
| 平成26年12月4日 | 久原 和仁 | 二級 | 第神戸171号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成26年12月4日 | 森 隆志 | 二級 | 第11010号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成26年12月4日 | 榊 久照 | 二級 | 第神戸961号 | 戒告 | 左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する定期講習を、法定の期限内に受講せず、さらに、建築士事務所に所属したまま、受講期限満了後2年経過した日までの期間においても同講習を受講しなかった。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |
| 平成26年12月9日 | 村山 和彦 | 二級 | 第100502号 | 平成27年1月1日 から業務停止 3月 | 左記の二級建築士は、神戸市西区水谷1丁目10番1を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法第58条(昭和25年法律第201号)の規定に違反する設計を行った。 このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。 |